地縁団体の手引き



令和4年2月策定 関川村 総務政策課 総務班

目 次

		ヽ゚゠゚
第1章	集落・自治会の法人化について	
1	はじめに	2
2	法人化のメリット、デメリット	3
3	法人格取得の認可要件	4
第2章	地縁団体の認可申請手続き	
1	申請手続きの流れ	6
2	具体的な実施内容	6
第3章	認可後に行うこと	
1	総会の開催	11
2	届出事項に変更がある場合	11
3	地縁団体の印鑑登録	12
4	各種証明書	13
5	各種課税関係	14
6	不動産登記	14
資料編	様 寸集	15

お問い合わせ

関川村役場 総務政策課 総務班

☎ 0254−64−1476

第1章 集落・自治会の法人化について

1 はじめに

『地縁による団体』(以下「地縁団体」といいます。)とは、地方自治法第260条の2で「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、いわゆる集落・自治会やそれらがまとまって形成された団体(以下「集落・自治会」といいます。)が対象となります。

そして、地縁団体制度は、「権利能力なき社団」とされる集落・自治会が法人格を取得することにより、各種契約や登記における煩雑化等を解消し、地縁団体の権利・義務の明確化を図ることを目的とした制度です。

なお、地縁団体が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であって も、市町村長が当該団体を認可することを可能とする地方自治法の改正が行われました (令和3年11月26日施行)。これにより、不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う 地縁団体に法人格を付与することが可能となり、当該団体が地域で求められる役割を安 定的・継続的に果たすことが期待されています。

本手引書は、集落・自治会が、法人格を取得するための手続き等についてまとめたものです。

〈次のような団体は対象となりません〉

- ○構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体(子ども会、婦人会など)
- ○活動目的が限定的に特定されている団体 (スポーツ活動団体、伝統芸能保存会、 氏子会など)

「参考:地方自治法]

第 260 条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 法人化のメリット、デメリット

集落・自治会が法人格を取得しても基本的に従前の集落・自治会活動に変更は生じませんが、法人化によって生じる主なメリットとデメリットは、次のとおりです。

メリット

①集落・自治会名義で不動産登記ができます。

集落・自治会が法人格を取得することにより、団体名で不動産の登記ができます。 これにより、不動産の相続に係るトラブル を避けることができます。

なお、集落・自治会が保有する財産(集 会施設、公園、山林など)をすべて登記し てしまわなければならない、ということは ありません。

②規約に定める範囲内で権利能力を持つ ことができます。

財産面だけでなく、目的の範囲内であれば、すべてにわたって独立して取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。

③法人登記は不要です。

村の認可により法人格を得ることから、 法務局への法人登記は必要ありません。

④各種税金が優遇されます。

法人格の取得により新たに税が課されるということはなく、収益事業を行わない限り、減免措置等によって各種税金が減免の対象となります。

デメリット

①法人化に伴う準備が必要になります。

これまでの集落・自治会の規約を、別に お示しする参考規約のように、社団法人に 準拠した規約に改正する必要があります。

また、法人格取得のための意思決定等の 総会議決が必要になります。

②登記費用はかかります。

地縁団体は、法人格を取得することによ り公益法人とみなされ、税法上優遇されま すが、登記のための登録免許税について は、減免措置がないため、登記の際に費用 が発生します。

■財産の相続等について

[新旧民法の取扱いと地縁団体制度の創設]

旧民法による相続(昭和22年5月2日以前の適用)では、家督相続制度により、先祖代々の土地については、長男子単独相続が原則とされていました。

一方、現行の民法では、相続人は、被相続人の配偶者と、子、直系尊属および兄弟姉妹 の順位で定められており、被相続人の死亡による相続開始によって相続が確定されます。

なお、法人格を取得していない集落・自治会の保有資産については、集落・自治会名義では登記できないため、やむを得ず区長・総代の方の個人名義や共有名義で登記している 集落・自治会が見受けられます。この状況は、相続制度の弊害も加わって、相続登記や名 義変更登記など資産にかかるさまざまな問題が生じる要因となっています。

このような財産上の問題を解消するため、地縁団体制度が創設されたものです。

3 法人格取得の認可要件

地縁団体が法人格を得るには村の認可が必要で、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。 (この村の認可を受けた地縁団体を「認可地縁団体」といいます。)

なお、認可については、集落・自治会が法人格を得ることに必要な要件を満たしているかの確認にとどまるものであり、認可地縁団体が村の下部組織とみなされるようなことはありません。

(1)活動目的・内容

集落・自治会が、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理 等良好な地域社会の維持および形成に役立つ地域的な共同活動を行うことを目的と し、現にその活動を行っていると認められることが必要となります。

なお、地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動や親睦行事な ど、一般的な集落・自治会活動のことです。

(2)区域の明確化

集落・自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかに定められていることが必要になります。集落・自治会が法人化に当たり新たに区域を設定したり、区域が流動的であるのではなく、道路、河川、字界などによって容易に区域を認識できる必要があります。

(3) 構成員

集落・自治会の区域に住所を有するすべての個人は、年齢や性別等を問わずその 区域に住所があることによって構成員となることができるものとし、その相当数の 人が現に構成員となっている必要があります。

なお、相当数とは、一般的に、区域の住民の過半数とされています。

(4)規約等

次の事項をすべて含む規約を定めていることが必要です。

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項 法人格を得るうえでは、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかに

し、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。なお、この8つの事項を必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。(規約等の作成については、第2章2(3)(7ページ)で説明します。)

第2章 地縁団体の認可申請手続き

1 申請手続きの流れ

認可申請の流れは、次のとおりとなります。

①集落・自治会の中での話し合い



②村担当課への事前相談

(担当:総務政策課 総務班)



③規約等の作成



④認可申請に伴う総会の開催・議決



⑤総会の議事録作成



⑥申請書類の作成、村への提出

(提出先:総務政策課 総務班)



⑦村で認可要件を審査し認可、告示

2 具体的な実施内容

上記1の申請手続きの流れについて、それぞれ具体的に示すと次のとおりとなります。

(1) 集落・自治会の中での話し合い

認可申請をするには、集落・自治会に住所を有する個人が当該地縁団体の構成員となり、また、申請のための各種準備が必要となります。

このため、まずは、集落・自治会の中で、本手引書等を活用しながら、法人化の必要性、法人格を取得することのメリット・デメリットなどについて十分に話し合ってください。

(2) 村担当課への事前の相談

認可申請は、規約の整備や申請書類の作成など各種準備が必要となります。このため、具体的な作業に入る前に、認可までの日程や必要事項などを村担当課に相談していただくことをお勧めします。

(3) 規約等の作成

規約には、次の8つの事項についてすべて定めていなければなりません。このため、従前の規約の改正が必要となる場合があります。規約の名称については特に制限はありませんので、「○○会則」、「××会規程」等の名称でも構いません。

なお、認可後に規約を変更する場合には、変更についての村の認可が必要になります。このため、会費等、将来的に変更が予想されるようなものについては、「細則」で定めることをお勧めします。

①目的

スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要がありますが、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

②名称

特に制限はなく、これまで使用してきた集落・自治会の名称でも構いません。 ただし、他の法令に抵触する名称(財団法人や社会福祉法人など)は避けなけれ ばなりません。(例:○○区、○○自治会など)

③区域

集落・自治会活動の基盤となっている区域を定めます。住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、字および地番による表示のほか、「関川村大字○○の全域」などの表現でも構いません。

④主たる事務所の所在地

当該地縁団体の住所となるものであり、事務連絡や会合等に最も適したところになるので「○○区長宅に置く」とすることも可能です。ただし、この住所で登記を行うことから、代表者宅を事務所とすると交代の都度登記の変更が必要となるため、各集落・自治会の集会施設に置くのが良いと思われます。(ただし、集会施設をこれから取得する場合は、集会施設に置くことはできません。)

⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するほかに、年齢、性別等の条件を構成員の資格として定めることは認められません。そして、構成員の資格を有するのは、世帯単位ではなく、個人となります。

なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、表決権は有しないものの、賛助 会員等の形で団体に参加することは可能です。

⑥代表者に関する事項

代表者(1人)の選任方法、職務、任期などを定めます。

⑦会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項のほか、議事録の作成についても 定めておく必要があります。

⑧資産に関する事項

資産の構成、管理、処分、支弁の方法などを定めます。資産の構成については、「別に定める財産目録記載の資産 | とすることも可能です。

なお、地縁団体は、公益法人としての性格を有するため、剰余金の分配を規定 することはできません。

(4) 認可申請に伴う総会の開催・議決

認可の申請は、あくまでも集落・自治会の自主的な判断により行われるものです。このため、認可申請を行うには、従前の集落・自治会の規約に基づく総会において、認可申請を行う旨の議決が必要です。

また、総会では、認可申請を行うことの議決のほか、申請書類の作成に必要となる事項(規約の制定・改正、構成員の確定、代表者の決定、保有資産の確定)についても決定してください。

■総会議決のポイント

[代議員制による表決について]

地縁団体制度では、構成員の表決権は平等(個人1票)とされています。この原則に基づき、代議員制による表決については、個人の意見が直接反映される制度であるとはいえず、結果として表決権を持たない区員が生じることを招くことから、地縁団体制度上認められていません。

このため、従前の規約が代議員制による総会議決を採用している場合は、その規約を改 正したうえで、認可申請の意思決定について総会議決を行う必要があります。

なお、集落・自治会の構成員が非常に多く、総会開催時の定足数の確保等に支障が生じるなどの理由で代議員制を採用している集落・自治会も見受けられます。しかし、地縁団体制度上は、表決権は個人1票とされていますので、書面議決、委任状制度の採用等により対応してください。

(5) 総会の議事録作成 [資料編 1-(2)]

認可申請書には、認可申請の決定に伴う総会が有効に成立し議決されたことを証明するものとして、総会の議事録を添付していただきます。

なお、総会議事録は、認可申請を行うことに対する構成員の総意を確認するもの として必要であり、資料編1-(2)のように要点がまとめられたもので結構です。

(6) 申請書類の作成および提出

申請書類は次により作成し、村に提出してください。

●提出先:総務政策課 総務班

①認可申請書「資料編 1-(1)]

代表者の押印は、印鑑登録をした印鑑による押印でなくても結構です。

②規約

別にお示しする参考規約の記載内容を参考にしてください。

③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 [資料編 1-(2)]

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印のあるものとしてください。

④構成員の名簿

構成員全員の氏名、住所が記載されている必要があります。会員であれば子どもの氏名も記載する必要があります。

なお、認可後に構成員の異動があった場合については、村への提出は不要ですが、その都度、構成員名簿の訂正を行い、事務室に備え置いてください。

⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていること を記載した書類

総会等に提出した事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等、具体的な活動がわかる書類です。

⑥申請者が代表者であることを証する書類「資料編 1-(3)]

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長および 議事録署名人の署名・押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した 旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名・押印があるものです。

(7) 認可および告示 [資料編 1-(4),(5),(6)]

集落・自治会からの申請に基づき村が審査し、地縁団体としての認可を行い、その旨を告示します。(審査期間は2週間程度です。)

集落・自治会は、この告示をもって法人格を取得したことになります。

1 総会の開催

少なくとも毎年1回の通常総会を開催してください。総会を開催する際の表決権等については、地縁団体制度上、次のとおり定められています。

項目		重要事項	通常事項
事,	頁	財産処分、規約の変更、解散など	事業計画、収支予算、事業報告、収 支決算、役員改選など
構成り	1	すべての個人	すべての個人
表決	隺	1人1票	1世帯1票
委(1.	委任状が必要	出席者が世帯を代表(世帯員から委
女	任	安住仏が必安	任されたものとみなす)

地縁団体制度では、構成員の表決権は平等(個人1票)とされており、書面または代理による表決も認められています。

ただし、重要事項(財産処分、規約の変更、解散、規約変更等)以外の、例えば年間の事業計画や収支予算など、従来、町内・集落において世帯単位で表決してきて、一般的にそのことが合理的と認められる事項の表決については、世帯の会員数単位とする旨の規定をおけば、従来どおり、世帯単位(世帯の構成員数分の1)で行うことができます。

なお、総会資料については、その都度村への提出は必要ありません。総会議事録については、届出事項に変更がある場合に添付資料として必要となるため、作成しておいてください。

2 届出事項に変更がある場合

認可の告示後、届出事項について変更があったときは、必要書類を村に届出をしなければなりません。設立の認可と同様に、この届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示(規約変更の場合は認可)を村が行うことにより、その変更が有効となります。

●届出先:総務政策課 総務班

(1) 告示事項に変更があった場合 [資料編 2-(1)]

代表者(区長、総代)の交代など告示事項に変更があった場合は、「告示事項変 更届出書」に必要書類(告示された事項に変更があった旨を証する書類)を添付し て届出をしてください。

なお、告示事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 (職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

(2) 規約に変更がある場合 [資料編 3-(1)]

規約に変更があるときは、「規約変更認可申請書」に必要書類を添え、村に申請してください。

なお、規約の変更は、総構成員の4分の3以上の同意(総会議決)が必要であり、かつ村の認可により効力を生じるものです。前記(第2章2(3))のとおり、規約については、一定の事項が定められていなければならないことから、規約を変更しようとする際には、事前に総務政策課総務班までご相談ください。

また、規約の変更によって、上記の告示事項も変更する場合は、「告示事項変更 届出書」の提出も必要となります。

■必要書類

- · 規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写し等で、議長及 び議事録署名人の署名・押印があるもの)

3 地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、申請により、1地縁団体に1個登録できます。

なお、不動産登記(建物の表題登記、所有権登記)の際には、印鑑登録証明書は必要 ではありませんが、不動産を売却して所有権移転の登記を行う際に、必要となります。

●申請先:総務政策課 総務班

(1) 登録資格のある人「資料編 5-(1),(2),(5)]

代表者のほか、裁判所の定める職務代行者、仮代表者、特別代理人および清算人です。

なお、印鑑登録は、代表者(区長、総代)の交代によって登録抹消となります。

この場合、印鑑登録証明書が必要となる場合は、事前に印鑑の再登録が必要となります。

スムーズな登録手続きのため、あらかじめ総務政策課総務班へご連絡ください。

(2)登録できない印鑑

次のいずれかに該当する印鑑は、登録することができません。

- ①印影に地縁団体の名称を含んでいないもの
- ②ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ③印影の大きさが1辺の長さが8mm の正方形に収まるものまたは1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ④印影が鮮明でないもの

(3) 必要なもの

登録手続きには、次のものをお持ちください。

- ①認可地緣団体印鑑登録申請書「資料編 5-(1)]
- ②登録する地縁団体の印鑑
- ③申請する人(登録者)個人の登録印鑑(実印)
- ④申請する人(登録者)個人の印鑑登録証
- ⑤申請する人(登録者)個人の印鑑登録証明手数料300円

4 各種証明書

(1) 地緣団体認可証明 [資料編 1-(6), 4-(1)]

認可地縁団体の証明書は、地縁団体認可台帳の写しをもって、告示日から発行できます。

なお、スムーズな発行手続きのため、あらかじめ総務政策課総務班にご連絡くだ さい。

・申請書:認可地縁団体証明書交付申請書 [資料編 4-(1)]

· 証明手数料: 1 通 300 円

·発行場所:総務政策課 総務班

(2) 認可地緣団体印鑑登録証明 [資料編 5-(3),(4)]

印鑑登録証明書は、印鑑の登録をした日から発行できます。印鑑登録者が申請してください。

なお、スムーズな発行手続きのため、あらかじめ総務政策課総務班へご連絡くだ さい。 ·申請書:認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書[資料編 5-(3)]

· 証明手数料: 1 通 300 円

・必要なもの:認可地縁団体の登録印鑑、登録者個人の登録印鑑(実印)

・発行場所:総務政策課 総務班

5 各種課税関係

以下は、一般的な課税関係について記載しています。収益事業を行わない限り所定の減免手続きによって各種税金が減免対象となります。ただし、地縁団体に不動産を譲渡する場合など特殊な事例については、村上税務署(☎53-3141)へ確認してください。

		税の種類	課税
村	税	法人村民税	減 免
ויז	彻	固定資産税	減 免
		法人県民税	減 免
県	税	法人事業税	非 課 税
		不動産取得税	減 免
豆	税	法人税	非 課 税
国	竹江	登録免許税	課税

6 不動産登記

これまで集落・自治会が保有しながら個人や共有名義となっていた不動産は、認可の告示によって、地縁団体名義で登記することが可能となります。

なお、登記する際 (無償譲渡) の登記原因は「委任の終了」となり、譲渡所得は課税 されません。

また、地縁団体の法人登記は、この告示をもってこれにかえることとなるため、法務 局へ登記をする必要はありません。

資料編 様式集

		ヽ゚゠ジ
1	認可申請関係	
	(1) 認可申請書	16
	(2) 総会議事録	17
	(3) 代表者就任の承諾書	18
	(4) 認可指令書	19
	(5) 認可告示	20
	(6) 地縁団体認可台帳	21
2	告示事項の変更関係	
	(1)告示事項変更届出書	25
	(2) 告示事項変更認可告示	26
3	規約の変更関係	
	(1)規約変更認可申請書	27
	(2)規約変更認可指令書	28
4	地縁団体の証明関係	
	(1)地緣団体証明書交付申請書	29
5	印鑑登録・印鑑証明関係	
	(1)認可地緣団体印鑑登録申請書	30
	(2) 認可地緣団体印鑑登録原票	31
	(3) 認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書	32
	(4) 認可地緣団体印鑑登録証明書	33
	(5)認可地緣団体印鑑登録廃止申請書	34

1-(1) 認可申請書

(申請書様式(地方自治法施行規則第18条関係))

年 月 日

関川村長 様

認可を受けようとする地縁による 団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

(A)

住 所

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 許可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

1-(2) 総会議事録

年度 ○○○○○自治会 総会議事録

- 1 日 時
 - 年 月 日午前(午後) 時分 開会
- 2 場 所
- 3 会員の現在数及び出席者数(委任者数含む)
- 4 議長の選出
- 5 議事録署名人の選出
- 6 会議次第
 - ①地縁団体の認可申請をすることについて
 - ②地縁団体の代表者の選出について
 - ③その他
- ◎議事録署名人の選任に関する事項の記載
- ◎議事の経過の概要及びその結果の記載

総会議長の署名・押印 議事録署名人の署名・押印 書記者の氏名

1-(3) 代表者就任の承諾書

承 諾 書

○○年○○月○○日開催の臨時総会において、地縁団体(○○○自治会) の代表者に選出されたので就任を承諾します。

住 所

氏 名 ⑩

1-(4) 認可指令書

第 号

申請者

住所

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった地縁による団体の設立認可について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき認可します。

年 月 日

関川村長

1-(5) 認可告示

告示第 号

地縁による団体の認可について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定に基づき下記のとおり告示する。

年 月 日

関川村長

- 1 名 称
- 2 規約に定める目的
- 3 区 域
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 代表者の氏名及び住所

住 所

氏 名

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 有 無

職務代行者選任の有無 有 無

- 7 代理人の有無 有 無
- 8 規約に定める解散の事由
- 9 認可年月日 年 月 日

1-(6) 地緣団体認可台帳

(台帳用式(地方自治法施行規則第21条関係))

		地	縁	寸	体	台	帳	(新	潟	県	関	Ш	村)			
枚数	名 称																	
														:	年	月	日	認可
														:	年	月	日	告示
														:	年	月	日	認可
														:	年	月	日	告示
	主たる事務	所																
															年	月	日	認可
															年	月	日	告示
														:	年	月	日	認可
															年	月	日	告示
															年	月		認可
					1										年	月	日	告示
							年		月 					年		月	日	
	代表者に	関す	ーる	事工	頁 		原				因 			原			<u> </u>	<u></u>
						告	示	4			日		告	示		年	月	日
					-				年 	<u></u>] 	日			左 	F	月 	日
					}													
								年			日告			:	年			告示
					-				年 	<i></i>] 	日			<u></u>	E 	月 	日
					-													
							-	年	月		当告え				年	月 —— F		告示
									年 	F] 	日					月 	日
					ŀ			 年	 :	 月	 日告				 年	 月	 P	 告示
力 歩 炊	掤 丁							-4	• ,	Л	口亡	小		-	+	Л	П	百小

		年	月		日			年	月	E	1
代表者に関する事項		原			[<u></u>	因		原			因
	告	示	年		月	日	告	示	年	月	月
			年		月	日			年	月	日
			年	月	F	当告示		年	. 月		日告示
			年		月	日			年	月	日
			年	月	F	告示		年	月	ı	日告示
			年		月	目			年	月	日
			年	月	F	日告示		年	月		日告示
			年		月	日			年	月	日
			年	月	F	告示		年	. 月	-	日告示
			年		月	日			年	月	日
			年	月	F	告示		年	月		告示
			年		月	日			年	月	日
			年	月	E	日告示		年	月		当告示
認可年月日							年	J]	日	
台帳を起こした年月日											
							年	,	月 ——	日	

名称等欄 丁

名 称	
規約に定める目的	

目的欄 丁

名 称	
区 域	

区域欄 丁

名 称	
その他の事項	

2-(1) 告示事項変更届出書

(届出書様式(地方自治法施行規則第20条関係))

年 月 日

関川村長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地 名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ⑩

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、 告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日 年 月 日
- 3 変更の理由

2-(2) 告示事項変更認可告示

告示第 号

地縁による団体の告示事項変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を 受けた地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、下記のとおり告示する。

年 月 日

関川村長

- 1 届け出た地縁による団体の名称
- 2 変更があった事項及びその内容
- 3 変更年月日

3-(1) 規約変更認可申請書

(申請書様式(地方自治法施行規則第22条関係))

年 月 日

関川村長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地 名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

3-(2) 規約変更認可指令書

第号

申請者

住 所

団体名 代表者

年 月 日付けで申請のあった地縁による団体の規約変更認可について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の3の規定に基づき認可します。

年 月 日

関川村長

4-(1) 認可地緣団体証明書交付申請書

認可地緣団体証明書交付申請書

年 月 日

関川村長 様

下記のとおり、認可地縁団体証明書の交付を申請します。

	住 所		
申請者 (窓口に来た人)	氏 名		
	証明対象団体 との関係	1 代表 2 役 員 3 構成員 4 代理人 5 その他	
証明対象認可 地縁団体名			
使用目的	1 登 記		
灰 用 日 1 3	2 その他()

必 要 通 数	通	

料 金	通	円
-----	---	---

5-(1) 認可地緣団体印鑑登録申請書

様式第1号(第2条関係)

認可地緣団体印鑑登録申請書

年 月 日

日

関川村長 様

登録しようとする認可地縁団体 印鑑	認可	地縁団	体の名称			
		地縁団(本の事務所	関川村大字		番地
	(資格)	()	生年月日	年	月
	住 所					

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。						
申請者	□ 本 人	住所				
	□ 代理人	氏名				

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には、当村において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

5-(2) 認可地緣団体印鑑登録原票

様式第2号(第2条関係)

認可地緣団体印鑑登録原票

登録番号			
登録年月日	年	月	日
廃止年月日	年	月	日

卸	影

認可地	縁団体の名利	Ķ					
認可地組の所在	縁団体の事務所 地	Î	関川村大	字		į	番地
(資格) 氏 名	() (P)	生年月日		年	月	日

地縁団	団体の認可生	年	月	日	
そ	\mathcal{O}	他			

[注意事項] その他には代理人等の有無等を記載する。

5-(3) 認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書

様式第3号(第2条関係)

認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

関川村長 様

登録されている	認可地	縁団体	Sの名称					
認可地縁団体印		認可地縁団体の事務所 の所在地			関川村大字			番地
	(資格)	()	生年月日	年	月	目	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書<u>通</u>の交付を申請します。
申請者 □本 人 住所□代理人 氏名

〔注意事項〕

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

料金通	円
-----	---

5-(4) 認可地緣団体印鑑登録証明書

様式第4号(第2条関係)

認可地緣団体印鑑登録証明書

印	影	認可地約	蒙団 体(の名称		
			認可地縁団体の事務所 の所在地			番地
		(資格)	()	化左口口	Æ B B
		氏 名		(FI)	生年月日	年月日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

関川村長

5-(5) 認可地緣団体印鑑登録廃止申請書

様式第5号(第2条関係)

認可地緣団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

関川村長 様

廃止しようとす	認可地	縁 団 (本の名称					
る認可地縁団体	認可地	認可地縁団体の事務所			BB 111 + 4- 1- 1- 1-		Tr. 116	
印鑑	の所在	地		関川村大字		番地		
	(資格)	()	生年月日	年	月	日	
	氏 名							

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 □本 人 住所

□代理人 氏名

〔注意事項〕

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。 代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、当村において登録されている 個人の印鑑を添付してください。
- 3 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれ かを記載してください。